

平成 22 年 12 月 24 日

平成 22 年度に公告を行う発注者支援業務等における

低入札価格調査基準価格算定の暫定措置について

発注者支援業務等に係る積算基準については、平成22年12月24日に一部改正され、新たな積算手法に基づく積算体系となったところである。この改正に伴い、新たな積算手法に対応した低入札価格調査基準の算定方法を通知するまでの間、下記の方法に従って調査基準価格を算定する。

1. 対象業務

平成22年度に公告を行う発注者支援業務等で、「発注者支援業務積算基準の一部改正について」（平成22年12月24日付け国官技第273号）及び「公物管理関係業務積算基準について」（平成22年12月24日付け国官技第274号）に基づき予定価格を算定する業務。

2. 調査基準価格の算定方法

「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いについて」（平成16年6月10日付け国官会第367号）2（2）イ内の表に記される土木関係の建設コンサルタント業務に係る算定方法を用いるものとし、「諸経費」を「その他原価」と「一般管理費等」の合計額と置き換えて算定する。なお、「技術経費」については取り扱わない。

平成23年度 発注者支援業務等における低入札価格調査基準価格算定の暫定措置については、下記の①～④を合計した値となる。

(現行)

業種区分	①	②	③	④	調査基準価格
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	技術経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額	①～④の合計額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	技術経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額	①～④の合計額



(発注者支援業務等の暫定措置)

業種区分	①	②	③	④	調査基準価格
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	—	諸経費(「その他原価」+「一般管理費等」の合計額)の額に10分の6を乗じて得た額	①②④の合計額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	—	諸経費(「その他原価」+「一般管理費等」の合計額)の額に10分の6を乗じて得た額	①②④の合計額

発注者支援業務等の調査基準価格の暫定措置 (対比表)

土木関係建設コンサルタント業務	調査基準価格の割合 (現行)	調査基準価格の割合 (暫定措置)	設定の範囲
直接人件費	100%	100%	60～80% (改定なし)
直接経費	100%	100%	
技術経費	60%	—	
諸経費(「その他原価」+「一般管理費等」の合計額)	60%	60%	
補償関係建設コンサルタント業務	調査基準価格の割合 (現行)	調査基準価格の割合 (暫定措置)	設定の範囲
直接人件費	100%	100%	60～80% (改定なし)
直接経費	100%	100%	
技術経費	60%	—	
諸経費(「その他原価」+「一般管理費等」の合計額)	60%	60%	